

ガス事業者による不適切事案に関する 対応について

2025年10月31日

資源エネルギー庁

事案に係る一連の経緯

遅くとも2016年～2021年

- 東邦ガス及び中部電力（中部電力ミライズを含む）が、大口都市ガスの小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換を行い、競合する大口都市ガスのうちお互いの受注意欲を勘案して受注に関する調整の対象を選定し、受注に関する調整を行った。

2024年

- 3月4日 公正取引委員会は、東邦ガス及び中部電力（中部電力ミライズを含む）が大口都市ガスの受注調整を行っていたとして、中部電力ミライズ株式会社に対し排除措置命令及び課徴金納付命令、中部電力株式会社に対し課徴金納付命令を実施。
- 電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視委」という。）から、東邦ガス及び中部電力ミライズ等に対して、ガス事業法・電気事業法に基づく報告徴収等を実施。
- 6月24日 監視委から経済産業大臣に対して、東邦ガス及び中部電力ミライズに対する業務改善命令を行うよう勧告。
- 7月26日 経済産業大臣から東邦ガス及び中部電力ミライズに対して、業務改善命令を実施。（8月23日に両社から改善計画の提出）

2025年

- 1月～ 両社の業務改善命令等に基づく報告の実施（1月・5月・9月の3回）

ガス事業法に基づく業務改善命令について

第79回 電力・ガス基本政策小委員会
(2024年8月7日) 資料6 抜粋一部修正

- 監視委は、報告徴収の結果、大口の都市ガス供給に関し、東邦ガスと中部電力ミライズについて、
 - 営業部門の部長級の者同士などで情報交換や意見交換を長期間に渡り頻繁に行っていたこと
 - 情報交換の一部を執行役員に共有したり、意見交換の場にと締役が同席したりしていたこと
 - 情報交換には、双方の受注に対する意向や料金水準などに関するものが含まれること
 - 実際に受注調整を行っていた例も複数あることを確認した。
- これらは、ガスの適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼすものであることから、ガスの適正な取引の確保を図るため、ガス事業法に基づく業務改善命令が相当と考えられるとして、2024年6月24日に監視委から経済産業大臣へ勧告を実施。
- これを受け、当省として業務改善命令を行う必要があると判断したため、2024年7月26日に業務改善命令を実施。

対象

①東邦ガス、②中部電力ミライズ

命令内容

1. 不当な取引制限及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと
2. 再発防止のための改善計画を策定・公表すること（2024年8月23日までに報告）
3. 今後1年間、4か月に1度改善計画の実施状況を監視委とエネ庁に報告すること
4. 改善計画について監視委又はエネ庁が報告・説明を求めたときは、これに応じること

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）抄
（業務改善命令）

第二十条 経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

【参考】両社の改善計画及び報告のポイント①

	東邦ガス	中部電力ミライズ
内部監査	- 内部監査部門において業務改善計画を重要な監査項目に位置付け - 独占禁止法やガス事業法等の遵守状況について、年1回全部署に書面監査や実地監査を実施	- 独占禁止法に関する研修の対象者拡大等について内部監査の実施を予定 - 競合事業者との接触に関する監査については、他社との接触ルールに記載
組織体	- 外部弁護士2名と内部統制部門の担当役員1名で構成する「業務改善計画検証会議」を新設し、業務改善計画の実施状況等を継続的に検証 - 社外監査役を過半数とする監査役会においても、再発防止に向けた重点的な監査を強化・継続する	- 代表取締役及び常勤監査役、3名の社外弁護士を構成員とする「改善計画モニタリング会議」を設置し、改善計画の実施状況や内部監査結果を同会議に報告 - 同会議から改善計画の実施状況や実効性に係る評価を受けるとともに、必要な見直しに係る助言を受け、取締役会に報告の上、次回会議で対応を報告
他社との接触ルール	- 競合会社との競合関係に関わる接触は厳しく禁止 「事前承認・事後報告制度」を新設し、競合会社との接触に係る事前承認・事後報告を全役職員に義務付け - 上記制度に基づく手続きを怠り、又は違反した場合は、情状を勘案しつつ、社規違反として社内処分する - 社内メールをキーワードでランダム抽出し、独占禁止法の観点で問題がないかをモニタリング - 競合会社との連絡に個人端末の使用を禁止	「競合他社との接触に関する規程」を制定し、全役職員を対象に、競合他社の役職員と接触することを原則禁止とした上で、接触が必要な場合は事前承認・事後報告を義務付け - 上記規程において、違反した場合の処分を定めるとともに、就業規則においても懲戒の対象となる旨を定めている - 内部監査部門が競争事業者との接触ルールの運用状況及び運用強化に向けた施策の実施状況について監査を実施 - 法務担当者による定期監査の実施：半期に1回、交際費データと接触申請の突合・サンプル調査を実施／年1回、他社との接触状況等について社内アンケートを実施 - 第三者による定期監査の実施：半期に1回、競合他社との接触状況を踏まえてサンプル抽出し、弁護士によるヒアリングを実施

【参考】両社の改善計画及び報告のポイント②

	東邦ガス	中部電力ミライズ
会議モニタリング	- 競合に関する議題を取り扱う重要な社内会議について、内部統制部門、法務部門の担当役員や当該部門の長等が出席 - 資料や議事録等により、独占禁止法、ガス事業法等の観点で問題ないかを確認	- 取締役会及び経営執行会議については、法務部署の長が出席し、モニタリングを実施 - その他の会議においても競争に関する議題を扱う場合は、法務部署の長が出席し、モニタリングを実施
継続的な研修等	- 独占禁止法、ガス事業法等に関する経営層及び管理者等への教育について、重層的かつ重点的な内容に拡充 - 営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員を中心に対象者の範囲を広げつつ、eラーニングも含め、年に複数回、実践的な内容の研修を継続	- 全従業員を対象とする社外弁護士による独禁法講演会を年1回実施 - 中途採用や定期異動等により直近1年間で新たに営業活動に従事することとなった役職員を対象とする、法務担当者による教育を年1回実施
研修等の実効性確保	- 対象となる研修への役員・管理者の出席を原則必須とし、出席状況を把握 - ゼミ形式の採用や理解度定着の確認テストを行う	- 社内システムを用いる等して受講率を把握し、その実効性を確認 - 理解度チェックテストを実施し、知識及びリスク認識の向上を図る - 研修受講者は、独占禁止法遵守についてコミットする
社内リニエンシー	- 社内リニエンシー制度を含む「独占禁止法遵守規程」を制定するとともに、就業規則の関係部分を改正し、社内に周知 - 社内通報制度について、相談者の保護や調査を行う際の流れ、相談により改善された事例・よくある質問等を、イントラネット上のコンプライアンス相談窓口に掲載するなど、活動を強化	- 社内リニエンシー制度を定める規程として「独占禁止法違反行為等への処分および調査協力に関する規程」を制定 - 同規程において、①違反行為等を行った場合に処分の対象となること、②違反行為等の自主申告窓口を設置、従業員は社内リニエンシーにより処分の減免対象となること、③役員は処分の減免対象とならないことを定める
継続的周知	社内リニエンシー制度及びコンプライアンス相談窓口について、継続的に社内で周知徹底	「独占禁止法違反行為等への処分及び調査協力に関する規程」について、中部電力CCO名で全従業員に周知し、社内イントラネットに掲載 - 社内リニエンシー制度及び内部通報制度について、全従業員に対してメールマガジンなどを通じて継続的に周知

【参考】両社の改善計画及び報告のポイント③

- 東邦ガスは、自主的に取り組む施策として、以下の取組を実施することを計画に記載。

項目	内容
トップメッセージ	・ 社長から全役職員に対し、独占禁止法違反行為に係る深い反省と違反行為との決別、抜本的な企業風土刷新の意思表示を実施
独占禁止法遵守の宣言	・ 取締役会として、同様の事案を再発させないことを宣言、再発防止策の実施を決議
独占禁止法遵守に係る誓約書の提出	・ 全役職員が、独占禁止法を遵守すること、違反した場合に会社の処分に従うことを誓約 ・ 役員及び管理職については、自身だけではなく、部下にも独占禁止法を遵守させることを誓約
人事の長期滞留の抑制	・ 競合会社等との不適切な関係の形成を極力抑止し、新たな視点によるチェック機能を働かせる観点から、社員の人事異動の周期の目安を設定 ・ 特に管理職については、長期滞留を抑制する方針を策定し、今後の人事異動等に反映
法律相談の機能強化	・ 独占禁止法等に関する相談についての専門窓口を法務部門に設置 ・ 業務等において、独占禁止法等の懸念が少しでもある場合に、事前にリーガルチェックを行うことを必須とし、社内に周知

改善計画に係るフォローアップについて

- 監視委において、両社の改善計画の実施状況について、以下の観点から、4 か月に一度フォローアップを実施。

フォローアップにおける確認のポイント

第532回 電力・ガス取引監視等委員会
(2024年9月2日) 資料7 抜粋

	確認の観点
第1回 フォローアップ (2025年1月頃)	【実施状況の確認①：社内ルール・体制整備、研修等】 ● 社内ルールや体制整備の状況及び運用状況、運用上の課題を踏まえた見直しの状況等の確認 ● 教育・研修の実施計画・実施状況の確認
第2回 フォローアップ (2025年5月頃)	【実施状況の確認②：三線管理、第三者評価】 ● 三線管理の体制や運用上の工夫、実効性向上のための三線間での協働等の状況の確認 ● 外部人材を構成員の過半数に含む組織体による評価や提言等の確認
第3回 フォローアップ (2025年9月頃)	【取組の効果の確認、今後の課題と取組】 ● 一連の取組を通じた役職員の意識や行動の変化の状況の確認 ● 経営層による課題認識と継続的取組の確認

フォローアップの結果

- 第13回制度設計・監視専門会合（2025年9月24日）において、両社から行われた業務改善命令等に基づく報告の結果や、両社のコミットメントを踏まえ、本事案に係るフォローアップは終了することとされた。

まとめ

第13回 制度設計・監視専門会合
（2025年9月24日）資料3 抜粋

- 各事業者は、改善計画に基づき、再発防止のための取組を着実に実施している状況。
- 今後は、取組を継続して実施し、本事案を風化させないこと、コンプライアンスに対する高い意識を持つ組織風土に変えていくことが重要。各事業者は、前記のとおり、取組の継続についてコミットメントを行った。
- 以上を踏まえ、本日の報告をもって本事案に係る当委員会でのフォローアップとしては終了する。
- 今後は、必要に応じて、市場の動向や各事業者のコミットメントの実施状況を確認することとしたい。

今後の方針について（東邦ガスに係る経過措置料金規制）

- 東邦ガスについては、当該事案が発覚したことにより、第34回電力・ガス基本政策小委員会（2021年4月28日）において、公正取引委員会による調査結果等が明らかになった後に経過措置料金規制の解除可否について判断することとされ、2021年当時は解除を見送られた経緯がある。
- 今般、当該事案のフォローアップが終了したため、改めて、同社に係る競争状況を確認した上で、経過措置料金規制の解除可否に係る議論を行うこととしたい。
- なお、当時、電力・ガス基本政策小委員会において議論を行っていた事項ではあるが、その後、システム改革の進捗なども踏まえ、ガスシステム改革の検証は新たに立ち上げた「ガス事業環境整備ワーキンググループ（ガスWG）」を中心に議論されることになるなど、審議会の体制も変わっている状況であり、以降の議論については、ガスWGにおいて行った上で、本小委員会に報告することとしてはどうか。

今後の進め方

- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしている。
 - 東京ガス、大阪ガスについては、パブリックコメントを実施した結果消費者を含めた関係者から意見が提出されなかったことを踏まえれば、**解除基準（※）を満たした**と考えられることから、改正法附則第22条第2項の規定に基づき指定を解除することとしてはどうか。
- （※）「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」第三（１）及び（２）
- 東邦ガスについては、ガスの取引条件に関して公正取引委員会の立入検査が行われ、現在調査が進められているところであるため、**調査結果等が明らかになった後に解除可否について判断することとしてはどうか。**

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (64.6%)	× (62.4%)	× (56.2%)
②直近3年間のフロー競争状況	○	○	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (11.9%)	○ (13.2%)	○ (10.8%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数≤自由料金件数	×	×	×
備考	✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。